

計画の進行状況：今年度の実施状況と来年度の取組について

※【〇-〇-〇】は計画の項目番号〔基本目標-基本計画（大項目-小項目）〕 参考資料1で確認ください。

1 重点取組の状況について

〔重点取組1〕 地域における福祉活動の推進・支援

≪令和元年度≫

(1) 近隣自治体の状況調査（市）【I-1-1~4】

松江市 地区公民館に地区社会福祉協議会事務局を置く。地域福祉事業を公民館業務の一環として行う。

八頭町 「まちづくり委員会」の設置。コーディネーター役となる「生活支援相談員」の配置

(2) コーディネーター役の設置に向けて複数の地区と協議（市・市社協）【I-1-1】

(3) 地区を単位とする福祉ネットワークのコーディネーター役=福祉のまちづくり推進員（仮称）を令和2年度からモデル的に3地区に配置し、ネットワークの構築・運用の試行開始を検討（市）【I-1-1】

(4) 見守り活動を支援する助成事業を創設（市社協）【I-1-3】

(5) 高齢者の「集いの場」向け出前講座パンフレットの発行（市社協）【I-1-4】・【II-3】（参考資料2）

(6) 令和3年度からのふれあい・いきいきサロン事業支援助成金見直し方針の決定（市社協）【I-1-4】

(7) 各町内会・集落を対象とした支え愛マップ作りを支援するための助成事業を創設（市社協）【I-1-4】

≪令和2年度≫（資料2）

(1) 各地区のまちづくり協議会、地区公民館、地区社会福祉協議会の活動状況の詳細調査（市・市社協）【I-1-1~4】

(2) 各地区のまちづくり協議会、地区公民館、地区社会福祉協議会の活動状況の詳細調査、包括的支援体制の構築の取組及び市の地域組織のあり方検討を踏まえた福祉ネットワークのコーディネーターの再検討（市・市社協）【I-1-1~4】（参考資料3）

(3) 令和3年度からのふれあい・いきいきサロンの見直しに向けて意見交換を図る。（市社協）【I-1-4】

〔重点取組2〕 福祉学習の推進と担い手づくり

※【〇-〇-〇】は計画の項目番号

≪令和元年度≫

- (1) 鳥取市役所で行っている福祉に関する学習の調査(市)【I-3-2・3】
27課(分室等含む。)で101個の研修を実施(令和元年度)
- (2) 実践型学習への転換を図る取り組みの開始(市社協)【I-3-2】
福祉学習の実施状況
9小学校(うち実践型学習は、3校)、4中学校(うち実践型学習は、1校)、2高校、1専門学校、3事業所等

≪令和2年度≫(資料2)

- (1) 年代に応じた学習プログラムのロードマップの作成(市・市社協)【I-3-1~3】

〔重点取組3 包括的支援体制の構築〕

≪令和元年度≫

- (1) 各地域福祉相談センターと中央人権福祉センターが連携を図るための研修の実施(市)【II-1-1・2】
- (2) 専従のコミュニティ・ソーシャル・ワーカーの配置に向けて検討(市社協)【I-1-3】・【II-1-1】
- (3) 鳥取市フードサポート事業により、生活困窮者等への食糧支援の実施と体制の充実(市)【II-1-2】
- (4) 相談窓口担当者との意見交換会の開催(市・市社協)【II-1-1・2】
複合課題への対応状況、地域との連携状況の確認
- (5) 共生型支援会議の設置に向けた関係部署との協議(市・市社協)【II-1-1・2】
- (6) 複合的な課題に対して、福司サポートナビを積極的に活用した課題整理の実施(市社協)【II-1-2】
- (7) 人権福祉センターと連携し、制度の狭間で経済的に逼迫した状況にある人に対して、現物給付による経済的援助の実施(市・市社協)【II-1-2】

≪令和2年度≫(資料2)

- (1) 中央人権福祉センターの相談支援体制の強化(市)【II-1-2】
新規3事業(家計改善支援事業、就労準備支援事業、学習支援事業)の実施
- (2) 専従のコミュニティ・ソーシャル・ワーカーの配置(市社協)【I-1-3】・【II-1-1】
- (3) コミュニティ・ソーシャル・ワーカーと地域支え合い推進員(生活支援コーディネーター)との業務の在り方の整理、検討【I-1-3】・【II-1-1】
- (4) 支援会議及び相談窓口ネットワークの立ち上げ(市・市社協)【II-1-2】

2 その他の取組について

※【〇-〇-〇】は計画の項目番号

≪令和元年度≫

- (1) 地域食堂の実施箇所数 17箇所(市)【I-2-2】
- (2) 地域食堂ネットワークへの支援として事務局体制の確立・強化を図る補助の実施(市)【I-2-2】
- (3) 市社協組織体制強化(市社協)【I-4-1】
 - ア 地域福祉事業の見直しの担当参事の配置
 - イ 地域福祉事業見直しのワーキンググループを3つ設置し、協議
- (4) 市役所職員(地区公民館職員含む。)、市社協職員に向けた地域福祉推進計画に関する研修の実施(2回)(市・市社協)【I-3-3】・【I-4-1】
- (4) 市社協への寄附の受け入れについて、次の用途選択制を導入(市社協)【I-4-2】・【III-6】
 - 児童福祉、障がい福祉、高齢者福祉、地域福祉、特に限定しない
- (5) 鳥取県東部「権利擁護に関する地域連携ネットワーク」意見交換会への参加(市社協)【II-2-1】
- (6) 市民後見人養成講座修了生に対するフォローアップ研修の実施(市社協)【II-2-2】
- (7) 市民後見人養成講座修了生を日常生活自立支援事業の生活支援員として雇用(市社協)【II-2-2】
- (8) 「鳥取市の福祉・医療の相談先一覧」の改訂発行(市社協)及び発行への支援(市)【II-3】
- (9) 計画の地元説明会の開催 19団体・組織 405名参加(市・市社協)【II-3】
 - コミュニティ・ソーシャル・ワーカーの配置要望等が主な意見としてあった。
- (10) 社会福祉法人との連絡会立ち上げの準備(市社協)【III-1】
- (11) ひきこもり状態にある当事者や家族の相談、支援及び関係機関との連携を図る専門的知識を有した相談員相談員をとっとりひきこもり生活支援センター(鳥取市相生町)に配置(市)【III-2】
- (12) 市役所新本庁舎での福祉総合窓口の導入(市)【III-2】(参考資料4)
- (13) まちづくり協議会やNPO法人等が行う「公共交通空白地有償運送」の運行経費に対する支援(2団体)(市)【III-4】
- (14) 「福祉避難所開設・運営マニュアル」を作成し、福祉避難所協定施設と共有。また、同マニュアルに基づき、危機管理部門をはじめとした庁内関係課で構成する福祉避難所運営等に関する会議を設置・開催(2回)(市)【III-5】

≪令和2年度≫

- (1) 地域食堂の実施箇所数 21箇所の見込み(市)【I-2-2】
- (2) 市社協組織体制強化(市社協)【I-4-1】
 - ア 全市域を担当していた地域福祉課と旧鳥取地域の地域福祉を担当していた鳥取総合福祉センターの統合
 - イ 専従のコミュニティ・ソーシャル・ワーカーの配置(再掲)
 - ウ コミュニティ・ソーシャル・ワーカーと地域支え合い推進員(生活支援コーディネーター)との業務の在り方の整理、検討(再掲)
- (3) ひきこもり状態にある当事者が安心して利用できる場所の提供や相談対応を行う支援拠点の設置(市)【III-2】

3 他の福祉関係の行政計画の状況について(参考資料5)

- (1) 鳥取市子ども・子育て支援事業計画の改訂 第2期(令和2年度~6年度)
改訂の主なポイント
 - ア 「鳥取市母子保健計画」としての位置づけを追加
 - イ 施策体系の見直し
 - ウ 教育・保育の量の見込みと確保方策について、鳥取市全域のみではなく、鳥取地域と支所地域を追加
- (2) 鳥取市成年後見利用促進基本計画(仮称)の策定
⇒第8期鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画(令和3年度~5年度)及び第6期鳥取市障がい福祉計画・第2期鳥取市障がい児福祉計画(令和3年度~5年度)において、それぞれ位置づける予定
※鳥取市成年後見利用促進基本計画(仮称)は、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)第14条第1項の規定に基づき、鳥取市が成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるもの(参考資料6)
- (3) 鳥取市再犯防止推進計画(仮称)の策定
⇒鳥取市地域福祉推進計画の中間見直しにおいて、位置づける予定
※鳥取市再犯防止推進計画は、再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)第8条第1項の規定に基づき、鳥取市が再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるもの(参考資料7)